

生衛業の皆さんへ

生活衛生同業組合のご案内



財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

生活衛生同業組合とは

生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適性化及び振興に関する法律」に規定される営業であり、滋賀県には次の業種の組合があります。



喫茶飲食



すし商



食肉



理容



美容



興行



旅館・ホテル



公衆浴場



クリーニング

- これらの営業は、県民の日常生活に大変深いかかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
- そのため、お店の経営をしっかりさせ、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなり、更なる商売繁盛につながるものと期待されます。
- そこで、営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。

この組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。

1. 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に関する指導
2. 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
3. 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
4. 組合員の福利厚生に関する事業
5. 組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクレーションなど活発な活動をしています。

生活衛生同業組合に加入すると、日本政策公庫の「生活衛生融資」が有利な条件でご利用いただけます。

ここが違う融資制度

- 融資限度額が大きい
- 貸付期間が長い
- 金利が安い
- 「推薦書が不要」
- 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある等

滋賀県生活衛生営業指導センターの業務内容

生活衛生営業指導センターは「生活衛生関係営業の運営の適性化及び振興に関する法律」により滋賀県知事の指定を受け設立された公益法人であり、生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上を図り、利用者の利益を守るため、各種の事業を推進しています。営業者の皆様方のさまざまな相談や経営指導、研修、業界活動の支援などを行っています。ぜひご利用ください。

経営の相談

お店の経営全般について経営指導員や経営相談員が応じています。

融資の相談

長期返済で低利の「日本政策金融公庫の生衛貸付」の申込手続きなどについて個別に応じています。

専門的な相談

顧客とのトラブル、税務申告、年金問題などについて、顧問の弁護士、税理士、社会保険労務士が応じます。

研修会や講習会

生衛業の基本的な問題やタイムリーな話題について定期的に開催。

紛争の調整

大企業との出店トラブルなどを調整するために事業活動調整員や分野調整協議会を設置。

情報化整備の推進

IT化推進のための各種サポートをしております。



生衛業の振興

消費者サービスの向上や需要開拓などを推進。



お店の再生支援

該当者に対して専門的な経営改善の相談指導を行います。

健康推進など

飲食店の食育活動の推進、福祉施設への奉仕など地域への支援活動、災害発生時の貢献のため県との協定締結などを行っております。

Sマークの登録

理容業、美容業、クリーニング業について、厚生労働大臣認可のSマーク（標準営業約款）の登録を推進。



クリーニング師の研修

法律に基づく知事指定のクリーニング師研修・業務従事者講習を実施。

出前インターンシップ

各中学校に出向いて実演を中心とした生衛業のPRを実施。

衛生自主点検

お店の衛生面をチェックするため自主点検制度を推進。



苦情相談

県立消費者生活センター等と連携をとりながら、消費者からの苦情相談に応じております。